

事 務 連 絡
令和4年11月10日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）及び
オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、国土交通省を経由して「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザにかかる医療機関・保健所からの証明等の取得に対する配慮について」の周知依頼がありました。

また、内閣官房副長官補室より、国土交通省を経由して「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について」の依頼がありました。

つきましては、別添1, 2を添付いたしましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

(別添 1－1) 国土交通省不動産・建設経済局 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）」

(別添 1－2) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」

(別添 2－1) 国土交通省不動産・建設経済局 事務連絡

「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」

(別添 2－2) リーフレット 第2報

「種類よりスピード」

(別添 2－3) リーフレット 第3報

「接種可能な間隔が3か月になりました！
ぜひ、年内の接種をご検討ください。」

(別添 2－4) <企業・団体等相談窓口一覧> Excel

(別添 2－5) ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

以 上

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、周知にご尽力をいただいたところですが、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、改めて、広く周知いただけますようお願い申し上げます。

注1) 「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「Withコロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」

(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

1. 新型コロナウイルスについて

- 一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

- 一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

- 二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 4 日

各関係府省庁 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1)}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2)}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このため、下記の内容を御了知の上、所管団体、行政機関等への周知徹底をお願いします。

なお、下記の事項は、厚生労働省から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）（地域の事業主団体又は企業等）に周知を依頼をしていることを申し添えます。

注1) 「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

記

1. 新型コロナウイルスについて

- 一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- ※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

- ※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

- 一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

- 二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去 2 年いずれも、年末年始に拡大しており、また、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

9 月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン株対応ワクチンの重症予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変異株に対してもより有効であることが期待されています。

こうしたことを踏まえ、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であり、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、政府では接種体制の確保や周知広報を行っているところです。

貴団体におかれましても、適宜リーフレットや動画資材を活用いただき、貴会員企業等への周知や各所での掲示・配布をいただくとともに、以下のとおり会員企業等の皆様に取り組んでいただきたい事項を整理しましたので、当該事項について積極的に取り組んでいただけますよう働きかけていただければ幸いです。

<会員企業等の皆様に取り組んでいただきたい事項>

以下希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、ご協力をお願いします。

①従業員等へのワクチン接種に関する周知

社内メールや社内掲示等において、以下の広報資材などを活用・提供することなどにより、従業員等への周知をお願いいたします。

（リーフレット）

別添 1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

別添 2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

(周知動画)

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

②企業等単位での自治体の大規模接種会場等における団体接種や、職域接種の実施

企業・団体等単位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、従業員等の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。

また、職域接種については、初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等を対象としており、下記の厚生労働省のHPに実施方法等を掲載しております。

○厚生労働省HP 職域追加接種（オミクロン株対応ワクチン）に関する企業向け説明会（令和4年9月22日開催）資料職域接種に関するお知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf>

③ワクチン接種が受けやすくなるよう休暇や労働時間の取扱いについて

別添3「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、従業員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。



種類よりスピード

BA.1かBA.4-5の
いずれか早く打てるワクチンで
1回接種をしましょう。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応2価ワクチン」）の接種は、**初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種**できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上経過している方は接種可能です。
- これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	×（使用不可）	12歳以上	12歳以上 ○	18歳以上 ○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×（使用不可）	18歳以上	×	○

（※）2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。



オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴



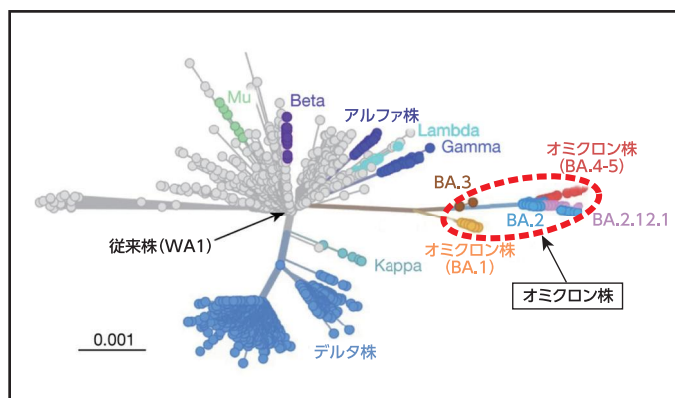
2種類の2価ワクチン（BA.1対応型／BA.4-5対応型）が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン（※）を上回る効果が期待されます。

（※）新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類（BA.1とBA.4-5）があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5は、いずれもオミクロン株の種類（亜系統）です（右図参照）。そのため、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ（系統樹） 〉



（※）出典をもとに改変
出典：Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	推奨ワクチン
 日本	厚生科学審議会	2022/9/14	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 米国	CDC/FDA	2022/9/1	BA.4-5対応型
 英国	JCVI	2022/9/3	BA.1対応型
 イスラエル	保健省	2022/9/20	BA.4-5対応型
 フランス	保健省	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 ドイツ	STIKO	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 カナダ	NACI	2022/10/7	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型

(※) CDC: 疾病予防管理センター
STIKO: 予防接種常設委員会

FDA: 食品医薬品局 JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
NACI: 予防接種に関する諮問委員会

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの効果



Q. BA.1対応型ワクチンよりBA.4-5対応型ワクチンのほうが効果があると聞きましたが、本当ですか?BA.4-5対応型ワクチンを接種できるようになったので、BA.1対応型ワクチンの接種は控えて、少し待ってでもBA.4-5対応型ワクチンを接種するほうがよいのではないのでしょうか。

A. 現時点の知見を踏まえた専門家による検討では、免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株と現在流行しているオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類(BA.1とBA.4-5)の差は大きくないことが示唆されています。
オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株の種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では**従来型ワクチンを上回る効果**があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、**今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いこと**が期待されています。
そのため、その時点で早く接種可能なオミクロン株成分を含むワクチンを接種いただくようお願いします。



オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、**どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。**

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典:特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



〈 新型コロナワクチン接種 〉
オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。



接種可能な間隔が
3か月になりました!
年内 ぜひ、
の接種をご検討ください。



接種の対象と使用するワクチン



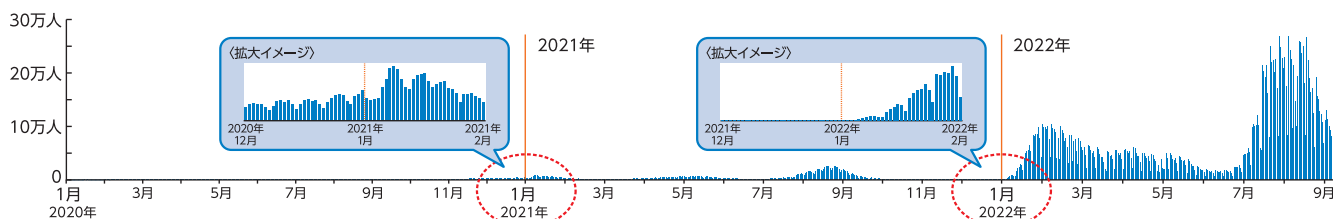
- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応2価ワクチン」）の接種は、**初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。**
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上（※）経過している方は、接種可能になりました。
（※）5か月から3か月に短縮されました。
- 例えば、9月15日に従来型ワクチンを接種した方は、12月15日からオミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	×（使用不可）	12歳以上	12歳以上	18歳以上
			○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×（使用不可）	18歳以上	12歳以上	18歳以上
			×	○

（※）2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。

〈 日本国内の新規感染者数（1日ごと） 〉



出典：厚生労働省ホームページ「国内の発生状況」をもとに作成

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	前回の接種からの接種間隔
日本	厚生科学審議会	2022/10/20	3か月以上
英国	JCVI	2022/8/15	3か月以上
米国	CDC/FDA	2022/8/31	2か月以上
カナダ	NACI	2022/9/1	3か月以上
イスラエル	保健省	2022/9/20	3か月以上
フランス	保健省	2022/10/6	3か月以上
ドイツ	STIKO	2022/10/6	3か月以上

(※) JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
NACI: 予防接種に関する諮問委員会

CDC: 疾病予防管理センター
STIKO: 予防接種常設委員会

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの種類と効果

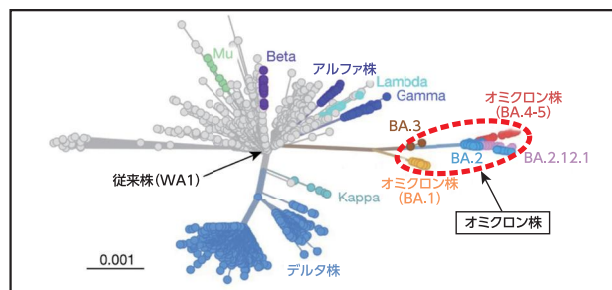
2種類の2価ワクチン(BA.1対応型／BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※) 新型コロナウイルスの従来株に対応した1価ワクチン

2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹) 〉



(※) 出典をもとに改変

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典: 特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎ 予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村等にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検 索



HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

都道府県番号	都道府県名	所管部局・課室名	担当班、係等	電話番号	メールアドレス	備考
1	北海道	保健福祉部感染症対策局感染症対策課	ワクチン班	011-206-0496	covid.wakuchin@pref.hokkaido.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
2	青森県	健康福祉部保健衛生課	新型コロナウイルスワクチン広域接種担当	017-734-9142	aomori_corona_vaccine@pref.aomori.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
3	岩手県	医療政策室	ワクチン接種担当	019-629-5472	ico-va@pref.iwate.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
4	宮城県	保健福祉部新型コロナワクチン接種推進室	大規模接種会場運営班	022-211-3644	daikibos@pref.miyagi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
5	秋田県	医務薬事課	医務・薬務班	018-860-1407	lmuyakuika@pref.akita.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 (当県では大規模接種会場の設置が無いため、相談があった場合には、所在市町村へ情報提供いたします。)
6	山形県	健康福祉部・コロナ収束総合企画課	新型コロナ対策企画担当	023-630-2494	yacoroki@pref.yamagata.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
7	福島県	新型コロナウイルス感染症対策本部感染症対策班ワクチン接種チーム		024-521-8574	vaccine-syokuiki@pref.fukushima.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
8	茨城県	保健医療部医療局薬務課	新型コロナウイルスワクチン大規模接種チーム	029-301-5409	yobo7@pref.ibaraki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
9	栃木県	保健福祉部感染症対策課	ワクチン接種推進班予約チーム	028-623-2864	kansensyoutaisaku26@pref.tochigi.lg.jp	https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/kaishadematometeyoyaku.html
10	群馬県	新型コロナワクチン接種推進局ワクチン接種推進課	市町村連携係	027-897-2652	corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
11	埼玉県	保健医療部・ワクチン対策担当	接種センター担当	048-830-7517	a7500-04@pref.saitama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
12	千葉県	健康福祉部疾病対策課	ワクチン接種体制整備班	043-223-4367	sippei7@mz.pref.chiba.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
13	東京都	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課	新型コロナウイルスワクチン担当(大規模接種班)	(接種申込)0570-034-899 (相談)03-5320-4533	S0415102@section.metro.tokyo.jp	https://www.tokyo-vaccine-rsv.metro.tokyo.lg.jp/pages/ds304799.html

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

14	神奈川県	健康医療局医療危機対策本部 室	ワクチン接種グループ	045-285-0717		まずは、下記お問合せフォームからご連絡ください。 原則、1～2営業日以内に入力いただいたメールアドレスあてに回答いたします。 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=16666&accessFrom=
15	新潟県	医療調整本部	ワクチン接種G	025-256-8447	honbu7@pref.niigata.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 (現在、当県では大規模接種会場の設置を終了しているため、相談があった場合には、所在市町村へ 情報提供いたします。)
16	富山県	厚生部健康対策室	ワクチン接種特別チーム特設会場 接種グループ	076-444-3371	toyama@mwt.co.jp	左記電話番号またはメールアドレスまでご連絡ください。 ※メールの場合は、件名に「県特設会場団体申込み希望」、本文に①企業・施設名等、②接種希望日時(AM・PM等)、③接種希望人数、④担当者名、⑤ 連絡先(TEL、メールアドレス)を記載してください。
17	石川県	健康福祉部健康推進課	ワクチン接種班	076-225-1903	kennsui2@pref.ishikawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
18	福井県	健康福祉部保健予防課	新型コロナウイルス感染拡大防止対 策チームワクチン接種対策班	0776-20-0771	hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
19	山梨県	感染症対策センター新型コロナ ウイルス対策グループ	ワクチン接種・ホームケア担当	055-223-1641	coro-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
20	長野県	健康福祉部ワクチン接種体制整備 室	県会場・職域接種班	026-235-7234	corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp	https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/kensessyu.html#dantai
21	岐阜県	健康福祉部 感染症対策推進課 ワクチン接種対策室	市町村支援第一係	058-272-8206	vaccine03@govt.pref.gifu.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
22	静岡県	健康福祉部感染症対策局新型 コロナ対策推進課	機動第3班	054-221-2218	vaccine-regi@pref.shizuoka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
23	愛知県	感染症対策局感染症対策課 ワクチン接種体制整備室	ワクチン総括グループ	052-954-7415	corona-v@pref.aichi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
24	三重県	医療保健部ワクチン・物資支援 プロジェクトチーム	ワクチン企画推進班	059-224-2082	svokuiki@pref.mie.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

25	滋賀県	健康医療福祉部 ワクチン接種推進室	広域ワクチン接種センター運営係	077-528-3695	coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
26	京都府	健康福祉部・ワクチン接種対策室		075-414-5745	vaccine-taisaku@pref.kyoto.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
27	大阪府	健康医療部 ワクチン接種推進課	接種推進グループ	06-4397-3542	vaccine-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
28	兵庫県	保健医療部感染症等対策室ワクチン対策課	接種推進班	(接種申込)0570-033-185 (相談)078-362-4182	wakuchin@pref.hyogo.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
29	奈良県	医療政策局 新型コロナワクチン接種推進室	新型コロナワクチン接種推進係	0742-27-8309	nara-vaccine@office.pref.nara.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
30	和歌山県	福祉保健部・医務課	新型コロナワクチン接種支援班	073-441-2514	e0501001@pref.wakayama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
31	鳥取県	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム		0857-26-7976	cov19-vaccine@pref.tottori.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
32	島根県	健康福祉部感染症対策室	ワクチン接種支援グループ	0852-22-6175・6176	corona-vaccine-shokui@pref.shimane.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 (当県では大規模接種会場の設置が無いため、相談があった場合には、所在市町村へ情報提供いたします。)
33	岡山県	保健福祉部保健福祉課ワクチン対策室	県事業推進班	086-226-7805	corona-vaccine04@pref.okayama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
34	広島県	健康福祉局ワクチン政策担当	ワクチン接種推進担当	082-513-2981	vaccine-shoku@pref.hiroshima.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
35	山口県	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	ワクチン接種対策班	083-933-3002	corona_vaccine@pref.yamaguchi.lg.jp	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/149370.html
36	徳島県	保健福祉部ワクチン・入院調整課	ワクチン接種担当	088-621-2878	vaccinenvuinchoseika@pref.tokushima.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5044056/
37	香川県	健康福祉部感染症対策課	新型コロナウイルスワクチン対策チーム	087-832-3920	kansensyo@pref.kagawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
38	愛媛県	保健福祉部健康衛生局 健康増進課	新型コロナワクチン接種推進班	089-968-2468	healthpro@pref.ehime.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

39	高知県	健康政策部健康対策課 ワクチン接種推進室		088-823-9092	yobousesshu@ken.pref.kochi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
40	福岡県	がん感染症疾病対策課 ワクチン接種推進室	推進班	092-643-3564	corona-wakuchin-kouiki2a@pref.fukuoka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
41	佐賀県	新型コロナウイルスワクチン 接種調整チーム		0952-25-7584	corona-v@pref.saga.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
42	長崎県	福祉保健部感染症対策室	ワクチン班	095-894-3195	s0403010vaccine@pref.nagasaki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
43	熊本県	健康福祉部健康局業務衛生課	ワクチン対策チーム	096-333-2835	covid-19vaccine@pref.kumamoto.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
44	大分県	福祉保健部感染症対策課	ワクチン接種推進班	097-506-2818	oitapref-kansen-vaccine@pref.oita.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
45	宮崎県	福祉保健部業務対策課	ワクチン接種市町村支援担当	0985-26-3141	miyazaki-wakuchin@pref.miyazaki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
46	鹿児島県	くらし保健福祉部新型コロナウイルス 感染症感染防止対策課	ワクチン・検査係	099-286-3301	corona-vaccine@pref.kagoshima.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
47	沖縄県	保健医療部 ワクチン・検査推進 課	＜県広域ワクチン接種センター(モデルナ、ノババックス)に係るご相談＞ ワクチン班 広域ワクチングループ ＜市町村接種会場(ファイザー、モデルナ)に係るご相談＞ ワクチン班 市町村ワクチングループ	098-894-5127	aa090905@pref.okinawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、以下の厚生労働省HPで案内しています。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時为例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。